

件 名	「子ども・子育て支援新制度」の施行に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区立花 福祉保育労東京地本城東支部厚生館保育園分会 代表 L 外2人		
受理年月日	平成26年9月4日	受理番号	第16号

要 旨

- 1 「子ども・子育て支援新制度」の導入に際し混乱が生じないよう、その内容について説明会を開催するなど、区の責任において保護者や関係者に十分周知してください。
- 2 児童福祉法第24条第1項に伴って、認可保育園を保育施策の中心にして、小規模保育事業などの基準を認可保育園と同水準に引き上げてください。
- 3 「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任を踏まえ、すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を提供してください。
- 4 認可保育園の保育料は現行水準を維持し、その他の施設・事業も同じ水準にしてください。

(理 由)

国は、2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」を施行するに当たり、各自治体に対して事業計画の策定や条例制定の準備を求めていました。しかしながら、国の政省令の整備の遅れや記載の誤り等により自治体の準備状況は遅れ、予算においても新制度に要する財源を消費税率引上げによる増収分で満額を確保できるのは2017年となっています。

墨田区においても、公募委員を含めた「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援ニーズ調査を行い、事業計画の策定や条例制定などの検討が進められています。他の自治体に比べ、墨田区はより進んだ検討がされていますが、国の政省令の整備の遅れや予算確保の点に加え、制度が複雑であることから、利用調整の方法、保育料等の実務の詳細設定に苦慮している自治体が多いと聞いています。拙速な施行は混乱を招くものであり、十分な論議と準備を要望します。

また、8月11日を締切りとした「子ども・子育て支援新制度に係る基準案に関する意見公募」も実施されました。新制度の施行については周知が十分ではなく、制度が変わることを知らない保育所利用者や関係者も少なくありません。寄せられた意見を踏まえ、「認定制度の導入」「施設型給付」等の用語の解説を含めた「新制度」の内容について、区の責任において十分な説明をすることを求め

ます。

「新制度」は、認可する施設・事業を、保育所・幼稚園・認定こども園からなる「施設型保育」と、小規模保育事業、事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業などからなる「地域型保育」の二つに区分されており、複雑な施設設定となっています。自治体と契約する保育園以外の施設・事業は、すべて施設利用者と事業者の直接契約となります。基準や保育料が異なるため、施設や事業によって保育料や保育の質などに格差が生じるのではないかと心配されます。施設や事業形態の違いにより保育に格差が生じることなく、子どもの健やかな発達の保障や安全・安心が確保できる基準を求める。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以上